

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第21条第2項ただし書きの規定に基づき申請を行なった離島等供給特例承認申請書（令和5年9月1日から令和5年10月の検針日の前日までの期間実施）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき、消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ) e および(ロ) e に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ) e に定める特別措置の燃料費調整単価

イ 令和5年9月1日から令和5年9月の検針日の前日までの期間

(イ) 定額制供給の場合

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価		消費税等相当額	
	円	銭	円	銭
定額電灯および公衆街路灯A				
電灯料金				
10ワットまでの1灯につき	27.19		2.47	
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	54.38		4.94	
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	108.75		9.89	
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	163.13		14.83	
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	271.88		24.72	
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	135.94		12.36	
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの1機器につき	81.21		7.38	
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	162.41		14.76	
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	81.21		7.38	

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	2. 19	0. 20
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	4. 38	0. 40
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	4. 38	0. 40
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	43. 82	3. 98
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	43. 82	3. 98
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	46. 05	4. 19
契約電力0.5キロワット1日につき	23. 03	2. 09
深夜電力 A		
1 契約につき	700. 00	63. 64

(ロ) 従量制供給の場合

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1 キロワット時につき	7. 00	0. 64

ロ 令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間

(イ) 定額制供給の場合

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	67.97	6.18
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	40.60	3.69
臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2.19	0.20
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21.91	1.99
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	23.03	2.09
契約電力0.5キロワット1日につき	11.52	1.05
深夜電力A		
1契約につき	350.00	31.82

(ロ) 従量制供給の場合

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1キロワット時につき	3.50	0.32

(2) 別表（燃料費調整）1(2)ロ(ロ) eに定める特別措置の燃料費調整単価

イ 令和5年9月1日から令和5年9月30日までの期間

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1キロワット時につき		
業務用電力または契約電力が500キロワット 未満の高圧電力の場合	1.80	0.16
契約電力が500キロワット以上の高圧電力の 場合	3.50	0.32

ロ 令和5年10月1日から令和5年10月31日までの期間

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1キロワット時につき		
契約電力が500キロワット以上の高圧電力の 場合	1.80	0.16

(3) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

イ 定額制供給の場合

区分および単位	基準単価		消費税等相当額	
	円	銭厘	円	銭厘
定額制供給の場合				
定額電灯および公衆街路灯A				
電灯				
10ワットまでの1灯につき	0.671		0.061	
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.342		0.122	
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.683		0.244	
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4.025		0.366	
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6.708		0.610	
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3.354		0.305	
小型機器				
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.003		0.182	
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4.007		0.364	
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2.003		0.182	

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.054	0.005
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.108	0.010
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.108	0.010
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.081	0.098
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.081	0.098
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.136	0.103
深夜電力 A		
1 契約につき	17.270	1.570

ロ 従量制供給の場合

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
1キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	0.173	0.016
高圧で供給を受ける場合	0.188	0.017